

国海外第67号  
国海旅第24号  
平成18年5月24日

超高速船運航事業者 各位

国土交通省海事局長

### 全没翼型水中翼旅客船の安全確保について

昨今、わが国近海において全没翼型水中翼船が障害物と衝突する事故が頻発しており、特に本年4月9日には、鹿児島商船(株)の運航する全没翼型水中翼旅客船（ジェットフォイル）が、鹿児島湾入口付近で何らかの障害物に衝突し、100名を超える多数の方々が負傷される重大な事故が発生し、全没翼型水中翼旅客船の安全運航についての信頼が揺らぎかねない状況となっております。

事故原因については、鯨類又はその他の漂流物との衝突が考えられ、現在調査中であります。国土交通省では、上記の状況に鑑み、関係省庁、学識経験者、メーカー、運航事業者等の関係者からなる「超高速船に関する安全対策検討委員会」において、超高速船の安全運航の確保について、ハード及びソフトの両面から総合的かつ効果的な方策を検討してきたところです。

このたび、同委員会において、各運航事業者等が実施すべき当面の緊急措置について、別添のとおり提言がなされましたので、貴社におかれましては、下記の対応をとっていただくよう、お願ひいたします。

#### 記

1. 以下の措置については、引き続き、確実に実施されるようお願いいたします。
  - ① 見張りの徹底
  - ② 水中生物等の目撃情報の収集分析を通じた要注意海域の設定及び随時の見直し並びに同海域における減速航行及び基準航路の変更
  - ③ 乗客に対するシートベルト着用に関する協力依頼の徹底
2. また、以下の措置については、①は5月中に措置いただき、②はその検討結果につき6月中に所管運輸局まで報告されるようお願いいたします。
  - ① 現行の運送約款における「乗客の禁止行為に関する事項」中に、「翼走中のシートベルトの不装着」に関する規定を追加
  - ② 旅客船室内の鉄製の支柱等への衝撃緩衝材等の取り付けの検討

以上